

マタニティー・ハラスメントとは

マタニティー・ハラスメント(以下、マタハラ)とは、妊娠・出産、育児休暇の取得等を理由として解雇、異動、減給、降格など不利益な取り扱いをすることを言います。出産・育児に関する法制度には、「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」などがあり、マタハラを禁じています。例えば、労働基準法では、産前6週間以内に本人からの休業請求があった場合と産後8週間は就業禁止、休業後30日間の解雇禁止、そして本人の請求があった場合には軽易な業務へ転換することなどが定められています。

2015年度に都道府県労働局に寄せられたマタハラ相談件数は、前年度比19%増の4,269件に上り、過去最多となりました(2016.6.8 日本経済新聞ネット版)。

NPO法人マタハラNetの調査(2015)によると、マタハラの被害を受けた相手は、男性の上司(30.1%)がもっとも多いですが、女性上司(12.5%)と同僚・部下の女性(10.3%)が次に多く、女性から被害を受けることが多いのもマタハラの特徴です。マタハラの被害者が職場の上司に望んでいるのは、「経営者・マネジメント層に女性活用の重要性や法律の知識、子育ての現状などを周知してほしい」ということです。

*マタニティー・ハラスメントという用語は、日本における状況を報道する際に英文メディアで使われたもので、アメリカでは「Pregnancy discrimination」が使用されています。

「マタニティー・ハラスメント4類型」



*マタニティー・ハラスメント対策ネットワーク(マタハラNET)より

「マタハラの訴訟例」

妊娠を理由に降格され、退職した広島県の理学療法士の女性が起こしたマタハラ訴訟で、平成26年10月23日、最高裁は、「妊娠による降格は原則禁止」と判断し、差し戻し控訴審で、広島高裁は平成27年8月27日、産休育休中を除き、降格後から2011年の退職までの間の副主任手当の合計と、「職業人の誇りを傷つけられ、降格による職場での孤立やあつれきが退職を招いた」として精神的苦痛による慰謝料を含めた175万円の賠償金の支払いを病院側に命じた。



ハラスメント相談センターでは
マタハラに関する相談も受け付けています。



名古屋大学 ハラスメント相談センター ☎052-789-5806

場所：工学部7号館B棟2階 開室時間：月～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00

h-help@adm.nagoya-u.ac.jp <http://www.sh-help.provost.nagoya-u.ac.jp>

鶴舞・大幸分室も開室中。詳しくはHPをご確認ください。